

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまに、下記のとおり特別のお取り扱いをさせていただきます。

記

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、被災によりお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長させていただきます。

2. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金のお支払いについて

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取り扱いをさせていただきます。

※災害救助法の適用状況（内閣府発表）とお手続きに関する問い合わせ窓口

災害救助法 適用市町村	法適用日	適用事由	問い合わせ窓口 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日・12/30～1/3を除く)
【福岡県】 朝倉市 (あさくらし) 朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら)	平成29年 7月5日	平成29年7月5 日からの大雨 による災害	お客さまセンター 0120-259-817 福岡支社 092-291-4151
【大分県】 日田市 (ひたし) 中津市 (なかつし)	平成29年 7月5日	平成29年7月5 日からの大雨 による災害	お客さまセンター 0120-259-817 大分支社 097-532-3729

以 上